

令和7年度 生活指導基本方針・体制及び体罰防止のための取組

1 本年度の生活指導目標

小中9年間を通して「自主的で自律した」児童・生徒の育成を目指し、次の生活指導目標を定める。

- 基本的生活習慣を確立させ、児童・生徒が自ら伸びようとする力を育てる。
- 他人を尊重し、その立場を理解して行動できるようにする。
- 学校生活で望ましい人間関係を築き、一人ひとりが活き活きとした活動ができるように支援する。

2 小中学校の生活指導の重点項目

- 人権尊重の精神の下、他人と協調し、思いやりの心や感動する心がもてるような豊かな人間性を育むとともに、社会的体験・自然体験などを通してたくましく生きるための力を育成する。
- 義務教育9年間を通して育てたい児童・生徒像を明確にし、発達段階に応じて基本的な生活習慣を身に付けさせ、秩序を維持し規範意識を高める。
- 自他の生命を大切にするという理念に基づき、事故や災害などへの危機意識を高め、的確な状況判断や対処の仕方が身に付くように、「安全教育プログラム第17集」や「防災ノート」等を活用した安全指導を実施するとともに、セーフティ教室や避難訓練などのより一層の充実を図る。
- 本校の「いじめ防止基本方針」に基づいて、毎週行われる学校いじめ対策委員会で、いじめや不登校などの問題に適切に対処し改善を図るとともに、いじめ研修を年間3回実施する。また、いじめ防止に関する授業を全学年で年間指導計画に位置付けて年間3回以上実施する。さらに、6月と11月に「ふれあい月間」の取組や年3回の生活アンケートを実施する。「いじめ防止」への対応を含め、安心して学べる環境を構築するとともに、「SOSの出し方に関する教育」を全学年で各教科等の年間指導計画に1単位時間以上位置付けて実施する。
- 「八王子市のいのちの大切さを共に考える日」を設定し、道徳授業地区公開講座や道徳科の時間の内容を充実させることにより、児童・生徒に命の大切さやかけがえのなさについて理解させるとともに、自尊感情・自己肯定感や自己有用感を高める。
- 不登校児童・生徒への対応について、小学部の校内委員会、中学部の相談部会において個票システムを活用するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、関係機関等と連携して早期対応を図る。また、個別の指導計画を作成し、個に応じた支援の充実を図る。
- 道徳科や学級活動を通して、SNS学校ルールを確認して、正しい理解と認識をもたせる指導を発達段階に応じて実施することで、いじめ・不登校やトラブルの未然防止を図る。
- 子ども見守りシートの活用を図り、家庭と連携して早期対応に努める。

3 指導体制・指導上の留意点

- 全教職員が共通理解を図り、組織的に、発達段階に応じて全児童・生徒の指導にあたる。また、問題行動の事実と学校の指導方針等の理解を含め、家庭と連絡を密にする。
- 小中学校生活指導部会や職員会議、学校いじめ対策委員会等において、小中学校の児童・生徒の情報交換を密に行う。
- 問題行動の未然防止、早期発見、早期対応、早期解決を心掛ける。
- 教職員と児童・生徒との信頼関係を築くために、日頃から児童・生徒の模範となるような行動や言動を心掛ける。
- 事故や問題行動が発生した場合は、できる限り複数の教職員で対応する。また、小中学校生活指導主任、当該学年主任、管理職等に速やかに報告し、対応を行う。

4 体罰防止のための取組

- 体罰防止セルフチェックシートによる自己点検を行うとともに、管理職による面談を実施する。
- 学期ごとに、体罰防止のための教員研修を実施し、教育公務員としてのサービスの根本基準及び職務上の義務等について理解を深める。
- 児童・生徒の人権を尊重した指導を学校経営計画の重点目標に定める。